

## サックス用ストラップ事件 控訴審判決

—先行商品形態にモデルチェンジがあった場合における旧商品の保護期間経過と  
新商品と被告商品との「実質的同一性」の判断基準の関係—

知財高判平成31年1月24日（平成30年（ネ）第10038号）  
原審 東京地判平成30年3月19日（平成29年（ワ）第21107号）<sup>1</sup>  
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

室谷法律事務所  
知的財産法研究会  
弁護士 室谷 和彦

### 第1 概要

#### 1 事案

本件は、サックス用ストラップ（以下「原告商品」という。）を販売する原告が、サックス用ストラップ（以下「被告商品」という。）を販売する被告に対し、被告商品は原告商品の形態を模倣した商品であり、被告による被告商品の販売は、不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為（商品形態模倣行為）に該当すると主張して、同法3条1項及び2項に基づき、被告商品の販売等の差止め及び廃棄を、同法4条に基づき、損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。

原告商品は、モデルチェンジ後の商品であり、販売開始から3年を経過していなかったが、モデルチェンジ前の旧原告商品の販売開始から起算すると、すでに3年を経過していたという事情がある。

原判決は、不正競争防止法2条1項3号の保護を受け得るのは、旧原告商品の形態を実質的に変更した部分に基礎を置く部分に限られるところ、当該部分とこれに対応する被告商品の部分とは実質的に同一とは認められず、また、被告が原告商品に依拠したともいえないとして、原告の請求をいずれも棄却した。

控訴人（原告）は、これを不服として控訴を提起した。

1 原審判決の評釈として、殿村桂司＝豊田沙織 NBL No1142 P88 「実務 知財判例研究会 第3回 モデルチェンジ前の先行商品が存在する場合に不正競争防止法上の保護を受けられる商品の『形態』の範囲—東京地判平成30・3・19（平成29年（ワ）第21107号）を題材として」

## 2 主な争点

- (1) 被告商品は原告商品の形態を模倣したものと見えるか
- (2) 原告商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過したか

## 3 商品形態

### 【原告商品】

商品名 サックス用バードストラップ  
型番 BSN-AW



本判決書P47から引用

### 【被告商品】

商品名 Forestone Leather Strap for Saxophone



本判決書P41から引用

### 【旧原告商品】

商品名 サックス用バードストラップ  
型番 BS-AW



## 第2 原審判決

原審裁判所は、上記争点(2)、争点(1)の順に、次のとおり判示し（下線は筆者による）、原告の請求を棄却した。

### 1 原告商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過したか

- (1) 不競法2条1項3号に掲げる不正競争に関して、「同法19条1項5号イは、日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商



## 2 被告商品は原告商品の形態を模倣したものといえるか

「被告商品の形態が原告商品の形態と実質的に同一であるか否かについて検討するに、旧原告商品の不競法2条1項3号による保護期間が経過した後であっても原告商品が同号の保護を受け得るのは、そのV型プレートの変更部分が商品の形態において実質的に変更されたものであり、その特有の形状が美観の点において保護されるべき形態であると認められるからである以上、前記1(1)に説示した同号の趣旨からすれば、同号による保護を求め得るのはこの部分に基礎を置く部分に限られるというべきである。

そこで、原告商品と被告商品のV型プレートを比較すると、別紙『原告商品と被告商品のV型プレートの比較』の写真に示されるとおりである(乙6)。原告商品と被告商品とは、大きさはほぼ共通しており、基本的な構成態様は共通している。しかし、原告商品は、中央部の下部の2つの穴と上部の間に窪みができており、下部が丸みを帯びているのに対し、被告商品は、中央部が下部に向かってなめらかに狭くなっており、中央部の上部の2つの穴の位置も異なっている。また、中央部の下面は、原告商品が平面であるのに対し、被告商品は湾曲している。さらに、両製品は、両翼の角度が異なるほか、先端部分の上面及び側面の角度も異なる。上記のとおり、原告商品の形態が保護されるのは、そのV型プレートの特有の形状が美観の点において保護されるべき形態であると認められるからであるが、被告商品のV型プレートは、上記のような相違点があることにより、そのような特有の形状を備えているものとはいえず、美観の点において異なる印象を与えるものであるから、原告商品と被告商品のV型プレートの美観に基礎を置く部分は実質的に同一とは認められないというべきである。

したがって、被告商品の形態は原告商品の形態と実質的に同一であるとはいえないし、また、上記認定説示したところに鑑みると、被告が原告商品に依拠したということもできないから、結局、被告商品が原告商品の形態を模倣したものと認めることはできない。」

## 第3 控訴審判決

控訴審裁判所は、原判決を取消し、被告商品は、原告商品の形態を模倣した商品であり、被控訴人による被告商品の販売は不競法2条1項3号の不正競争行為に該当するものと認め、被告商品の譲渡等の差止め及び廃棄並びに損害賠償(21万6981円及び遅延損害金)について、認容した。

### 1 争点(被告商品は原告商品の形態を模倣した商品に該当するか)について

#### (1) 不競法2条1項3号により保護される原告商品の形態について

ア 裁判所は、原告商品の構成態様について、別紙「原告商品と被告商品の各構成態様」の「原告商品」欄記載のとおり認めた。

イ 次に、①V型プレートによって、ストラップ装着時に首元を圧迫しない構造にすること、②革パッドにクッションを入れて衝撃を緩和すること、③V型プレートに穴を開けてブレード(紐)を通す構造にすることは、「当該商品の機能を確保するために不可欠な形態」であるとの被控訴人の主張について、裁判所は、「革パッド及びアジャスターの具体的形態については、様々な選択肢が考えられ、必然的に原告商品の革パッド及びV型プレート(アジャスターに相当)の形態を選択せざるを得ないものではない。したがって、原告商品の革パッド及びV型プレートの形態は、『当該商品の機能を確保するために不可欠な形態』(不競法2条1項3号括弧書き)に当たるものとは認められない。」と判示した。

また、原告商品の基本的構成態様、V型プレートの形態及び革パッドの形態は、ありふれた形



態であるとの被控訴人の主張について、裁判所は、「乙1ないし5から、原告商品の販売が開始された平成28年3月当時、原告商品の形態がありふれた形態であったものと認めることはできない。他にこれを認めるに足りる証拠はない。」と判示した。

ウ さらに、原告商品の形態は、旧原告商品の形態と実質的に同一であるから、原告商品の形態は、旧原告商品の形態とは別の形態として、不競法2条1項3号により保護されるものではないとの被控訴人の主張について、裁判所は、旧原告商品のV型プレートと原告商品のV型プレートの形態について、「一見して明らかに相違する」としたうえで、「サックス用ストラップの形態において、V型プレート（アジャスターに相当）は、需要者が注意を引きやすい特徴的部分であることを踏まえると、V型プレートの形態の上記相違により、原告商品から受ける商品全体としての印象と旧原告商品から受ける商品全体としての印象は異なるものといえるから、原告商品の形態は、商品全体の形態としても、旧原告商品の形態とは実質的に同一のものではなく、別個の形態であるものと認められる。」と判示した。

なお、控訴審判決は、原判決の判断について、次のように判示している。

「この点に関し原判決は、①原告商品は、旧原告商品からモデルチェンジされた商品であり、V型プレート、革パッド及びブレード（紐）が旧原告商品からの変更部分である、②原告商品の形態が、旧原告商品の形態の保護期間（不競法19条1項5号イ）が経過した後であっても、同法2条1項3号の保護を受け得るのは、そのV型プレートの変更部分が商品の形態において実質的に変更されたものであり、その特有の形状が美観の点において保護されるべき形態であると認められることによるものであるから、同号による保護を求め得るのは、この変更部分に基礎を置く部分に限られる旨判断したが、・・・略・・・同号の趣旨に照らすと、同号によって保護される『商品の形態』とは、商品全体の形態をいうものであり、また、上記のとおり、原告商品の形態と旧原告商品の形態は、実質的に同一の形態とは認められないから、原判決の上記②の判断は妥当ではない。」

## (2) 形態の実質的同一性について

ア 裁判所は、被告商品の構成態様について、別紙「原告商品と被告商品の各構成態様」の「被告商品」欄記載のとおり認めた。

イ そして、裁判所は、原告商品と被告商品の形態について、次のように対比したうえ、実質的同一性を肯定した。

「①両者は、基本的構成態様が、V型プレート、革パッド、ブレードクリンチ、ブレード（紐）及びフックの5つのパーツにより構成され、5つのパーツは、ブレードクリンチの留めネジ（六角ボルト）を緩めてブレード（紐）を外すことにより、分解することができる点、V型プレートは、中央部の四角形状とその上部から左右に伸びる辺からなり、両翼の先端（左右の端）のそれぞれに穴が1つずつ、中央部に穴が4つあるという基本的形状を有する点、革パッドは、2枚の革を張り合わせ、内部に丸みを帯びた三角形の2つのクッションを配置し、中央部にクッションを入れずに窪みを設け、中央部から左右の端に向けて幅が狭くなったテーパー型のパッドである点において共通し、②V型プレートをはじめとする各パーツの具体的な構成態様においても、形状、色彩、光沢及び質感において多数の共通点（別紙「原告商品と被告商品の各構成態様」のC、D、F、HないしK、N、P、Q、S、T、VないしX、aないしd、fないしhの各欄のとおり）があり、原告商品と被告商品から受ける商品全体としての印象が共通することによれば、商品全体の形態が酷似し、その形態が実質的に同一であるものと認められる。」

ウ 原告商品と被告商品とのV型プレートの形態の相違については、「V型プレートにおける中

中央部の側面及び下面(底辺)の形状、中央部の4つの穴のうち、上部の2つの穴の位置及び間隔、両翼の角度及びその先端部分の角度、光沢、ロゴの位置、革パッドの内側の革の色、革パッドの長さ及びクッションの大きさ、ブレードクリンチの色彩及び光沢、フックの色彩等において相違する」と認めつつも、詳細に相違点を検討したうえ、「これらの相違は、商品の全体的形態に与える変化に乏しく、商品全体からみると、ささいな相違にとどまるものと評価すべきものであるから、原告商品の形態と被告商品の形態が実質的に同一であるとの上記判断を左右するものではない。」と判示した。

### (3) 依拠について

裁判所は、被告商品の形態が原告商品の形態と実質的に同一であることに加え、多数の証拠及び弁論の全趣旨から、次のとおり事実認定を行い、依拠性を肯定した。

「①被控訴人が被告商品の販売を開始したのは、平成28年11月ころであり、原告商品の販売の開始(同年3月ころ)から約8か月後であること、②被控訴人による被告商品の開発は、控訴人から旧原告商品の供給を受けられなくなったことを契機とするものであり、被控訴人代表者は、逸品館及び控訴人との取引を通じて、旧原告商品を含むバードストラップの形態及びその特徴を熟知し、原告商品は、旧原告商品のV型プレートの形態等を変更した旧原告商品のモデルチェンジ商品であることを容易に認識できたこと、③被控訴人代表者は、控訴人との取引を通じて、控訴人が自ら運営する『B.AIR』のブランドのウェブサイト及びフェイスブックでバードストラップを販売していたことを十分に認識し、上記ウェブサイト及びフェイスブックに同年3月ころから掲載された原告商品の形態に容易にアクセスすることができ、また、被控訴人から被告商品の開発の依頼を受けた甲I及びその下請けのIShawn社においても、同様に、上記ウェブサイト及びフェイスブック等を通じて、原告商品の形態にアクセスすることができたこと、④原告商品の開発には、平成27年4月ころから平成28年3月ころまでの約1年間を要したのに対し、被告商品は、同年5月ころに開発が開始されてから、同年8月にそのサンプルが作成されており、その開発の期間は約3か月間の短期間であることが認められ、以上の①ないし④の事情を総合考慮すると、被控訴人は、被告商品の開発時において、控訴人の『B.AIR』のブランドのウェブサイト及びフェイスブック等を通じて、原告商品の形態にアクセスし、原告商品の商品形態を知った上で、これと酷似した形態の商品を作り出すことを認識していたというべきであるから、被控訴人は、原告商品の形態に依拠して被告商品を作り出したものと認めるのが相当である。」

### (4) 小括

「以上によれば、被告商品は原告商品の形態に依拠して作り出された実質的に原告商品と同一の形態の商品といえるから、被告商品は原告商品の形態を模倣した商品(不競法2条1項3号)に該当するものと認められる。」

## 3 争点(原告商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品に該当するか)について

「被控訴人は、原告商品は、旧原告商品の形態をモデルチェンジした商品であって、モデルチェンジの前後で商品の形態が実質的に同一であるから、原告商品が日本国内において最初に販売された日は、遅くとも旧原告商品の販売がされていた平成25年6月19日であり、控訴人の本件訴訟の提起日(平成29年6月23日)の時点において、上記最初に販売された日から起算して既に3年を経過しているから、原告商品の形態は、不競法19条1項5号イの保護期間の制限を受ける旨

主張する。

しかしながら、原告商品の形態は、旧原告商品の形態とは実質的に同一のものではなく、別個の形態であること（前記2(1)ウ）、原告商品の販売が開始されたのは、平成28年3月ころであること（前記2(3)ア(オ)）によれば、原告商品が日本国内において最初に販売された日は同月ころと認められるから、被控訴人の上記主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。」

別紙 「原告商品と被告商品の各構成態様」

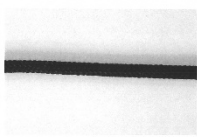
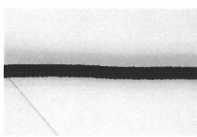


	原告商品	被告商品
全体的形態	写真 	
	A 革パッド、ブレードクリンチ、V型プレート、ブレード（紐）及びフックの5つのパーツにより構成されているサックス用ストラップである	革パッド、ブレードクリンチ、V型プレート、ブレード（紐）及びフックの5つのパーツにより構成されているサックス用ストラップである
B	ブレードクリンチの留めネジ（六角ボルト）を緩めてブレード（紐）を外すことにより、上記5つのパーツ全てを分解することが可能かつくりとなっている	ブレードクリンチの留めネジ（六角ボルト）を緩めてブレード（紐）を外すことにより、上記5つのパーツ全てを分解することが可能かつくりとなっている
革パッド	写真 	
	C 2枚の革を張り合わせ、内部に2つ	2枚の革を張り合わせ、内部に2つ

	のクッションを配置したパッドであり、中央から左右の端に向けてテーパードした形である	のクッションを配置したパッドであり、中央から左右の端に向けてテーパードした形である
D	外側の面は、光沢のある黒色の革であり、シボ（皺）がある	外側の面は、光沢のある黒色の革であり、シボ（皺）がある
E	内側の面は、明るめのベージュの革である	内側の面は、グレーがかかったベージュの革である
F	革パッドの中央側に底辺、それぞれ左右に頂点のある、丸みを帯びた三角形のクッションが2つ設けられている	革パッドの中央側に底辺、それぞれ左右に頂点のある、丸みを帯びた三角形のクッションが2つ設けられている
G	1つのクッションの横幅（革パッドの中央側のクッション辺の真ん中から左端ないし右端の頂点までの長さ）は約9cm、高さ（革パッドの中央側のクッション辺の長さ）は約4cm、厚みは約1cmである	1つのクッションの横幅（革パッドの中央側のクッション辺の真ん中から左端ないし右端の頂点までの長さ）は約9.5cm、高さ（革パッドの中央側のクッション辺の長さ）は約3.5cm、厚みは約1cmである
H	革パッドの中央にはクッションがなく、くぼみがある	革パッドの中央にはクッションがなく、くぼみがある
I	左右の端にブレード（紐）を通すための金属のハトメがある	左右の端にブレード（紐）を通すための金属のハトメがある
J	革パッドの内周全体に黒系の縫い目がある	革パッドの内周全体に黒系の縫い目がある
K	左右のハトメからクッションに向かって楕円状の黒系の縫い目がある	左右のハトメからクッションに向かって楕円状の黒系の縫い目がある

	る	る	
L	革パッドの中央部から左右の端までの長さは、約22.5cmである	革パッドの中央部から左右の端までの長さは、約21.5cmである	
M	革パッドの中央部の幅は5.5cmである	革パッドの中央部の幅は5cmである	
ブレードクリンチ	写真 		
	N	空洞の円柱状の金具であり、片側に若干テーパードがある	空洞の円柱状の金具であり、片側に若干テーパードがある
	O	光沢のある黒色の金属である	若干光沢のある黒色の金属である
	P	ブレード（紐）を固定するためのシルバーの六角ボルトが表面から内側におさまっている	ブレード（紐）を固定するためのシルバーの六角ボルトが表面から内側におさまっている
	Q	高さは約1.2cmであり、直径は約0.7cmである	高さは約1.2cmであり、直径は約0.7cmである
	R	表面にロゴマークが付されている	表面にロゴマークが付されている
	S	革パッドの左右の両端に配置され、当該両端のハトメを通したブレード（紐）を固定している	革パッドの左右の両端に配置され、当該両端のハトメを通したブレード（紐）を固定している

V型プレート	写真 		
	T	中央部の四角形状とそこから左右に伸びる辺とからなるプレートである	中央部の四角形状とそこから左右に伸びる辺とからなるプレートである
	U	光沢のある黒色の金属である	若干光沢のある黒色の金属である
	V	中央の四角形状の部分にブレード（紐）を通すための4つの穴がある	中央の四角形状の部分にブレード（紐）を通すための4つの穴がある
	W	V型プレートの左右の端にブレード（紐）を通すための穴が1つずつある	V型プレートの左右の端にブレード（紐）を通すための穴が1つずつある
	X	革パッドとフックの間に配置され、革パッドを通した左右のブレード（紐）をそれぞれV型プレートの左右の端の穴を通して中央部でまとめ、フックをぶら下げるための構造を有している	革パッドとフックの間に配置され、革パッドを通した左右のブレード（紐）をそれぞれV型プレートの左右の端の穴を通して中央部でまとめ、フックをぶら下げるための構造を有している
	Y	中央の四角形状の部分にロゴマークが付されている	中央部から右に伸びる辺の部分にロゴマークが付されている
	Z	V型プレートの左右の幅（左端から右端までの直線距離）は約14cm、中央の四角形状の底辺の長さは約2cm、その高さは約3cmである	V型プレートの左右の幅（左端から右端までの直線距離）は約14cm、中央の四角形状の底辺の長さは約2cm、その高さは約2.5cmである



	a	V型プレートの厚みは約0.3cmである	V型プレートの厚みは約0.3cmである
ブレード (紐)	写真		
	b	黒色の編み込みの紐である	黒色の編み込みの紐である
	c	太さ(直径)は約0.3cmである	太さ(直径)は約0.3cmである
	d	革パッドのハトメを通してブレード(紐)で固定され、V型プレートを介してフックを吊り下げている	革パッドのハトメを通してブレード(紐)で固定され、V型プレートを介してフックを吊り下げている
フック			
	e	光沢のある銀色の金属フックであり、紐を通す輪とサックスに掛けるフック部分からなり、両者は回転式で接続されている	光沢のある金色の金属フックであり、紐を通す輪とサックスに掛けるフック部分からなり、両者は回転式で接続されている
	f	フック部分は、バネで開閉される	フック部分は、バネで開閉される

	g	フック部分に無色透明のゴムチューブが設置されている	フック部分に無色透明のゴムチューブが設置されている
	h	V型プレートを介してブレード(紐)に吊り下げられている	V型プレートを介してブレード(紐)に吊り下げられている

## 第4 検 討

### 1 モデルチェンジにおける「最初に販売された日」

#### (1) 不競法第19条第1項第5号イについて

##### ア 趣 旨

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為が「不正競争」と観念されるのは、先行者が資金・労力を投下して商品化した成果にフリーライドすることが競争上不正と観念されるからである。このような趣旨に鑑みれば、模倣を禁止するのは先行者の投資回収の期間に限定することが適切である。<sup>2</sup>

##### イ 3年の保護期間

その期間は、国際的ハーモナイゼーションの観点から、3年とされた<sup>3</sup>。

このような投資回収の期間を確保するという趣旨から、保護期間の終期の起算点は、「日本国内において最初に販売された日」<sup>4</sup>とされている。

2 逐条解説不正競争防止法（平成30年11月24日施行版 P210）

3 平成5年（1993年）に、欧州委員会において採択された「共同体意匠に関するEC規則案」において、非登録デザイン権の導入が提唱され、その保護期間は3年間とされている。

4 平成17年改正前の2条1項3号には「他人の商品（最初に販売された日から起算して3年を経過したものを除く）」と規定されていた。この規定をめぐり、①日本国内における販売を意味するのか否か、②商品の保護期間の終期を意味するのか、販売等が違法となる期間を意味するのか争いがあった。そこで、平成17年改正において、「日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為」を適用除外の対象となる行為として明記された。



## (2) モデルチェンジがなされた場合における「最初に販売された日」

### ア 概要

上記の趣旨からすれば、モデルチェンジがなされた場合における「最初に販売された日」の対象となる商品は、「保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するのであって、このような商品形態を具備しつつ、若干の変更を加えた後続商品を意味するものではない」とされている。<sup>5,6</sup>

### イ 従来裁判例

「ミニバスケット事件」<sup>7</sup>では、「最初に販売された日の起算点となる他人の商品とは、保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するのであって、このような商品形態を具備しつつ、若干の変更を加えた後続商品を意味するものではないと解すべきである。」との判断基準を示したうえ、原告商品が旧原告商品と実質的に同一の形態であるとして、19条1項5号イを適用している。

「空調ユニット事件」<sup>8</sup>においても、同様の判断基準を示したうえ、「控訴人が保護を求めている商品形態の構成の中心が『FASU』においても採用されていたものであることは、その主張自体から明らかであるから、『最初に販売された日』の対象となる『他人の商品』は、控訴人商品ではなく、『FASU』ということになると考えるのが合理的である。そうすると、被控訴人製品が販売されたのは、平成九年八月以降であり、『FASU』が最初に販売された日である平成四年三月より三年を経過していることは明らかであるから、本件について、もはや被控訴人製品が不正競争防止法二条一項三号に該当するか否かを論ずる余地はないことになる。」と判示している。

## (3) 本件訴訟について

### ア 原審

原告の商品について、モデルチェンジがなされた場合における「最初に販売された日」について、原審は、「『最初に販売された日』の対象となる商品とは、保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するのであって、このような商品形態を具備しつつ、若干の変更を加えた後続商品を意味するものではないと解される。」と従来裁判例と同様の判断基準を示したうえ、原告商品のV型プレートの変更部分は、商品の形態において実質的に変更されたものであるとして、旧原告商品ではなく、原告商品の販売開始日（平成28年3月）を「最初に販売された日」と判断した。

### イ 控訴審

控訴審においても、「原告商品の形態は、旧原告商品の形態とは実質的に同一のものではなく、別個の形態であること（前記2(1)ウ）、原告商品の販売が開始されたのは、平成28年3月こ

5 前掲逐条解説P213

6 新・注解不正競争防止法（第3版）P1306には、「変更後の商品を発売するたびに、最初に販売された日が更新されるのであれば、わずかな変更を施すことで本号の保護を長期間享受することが可能となる。しかしながら、本号の趣旨が、商品形態の開発に投下した資本・労力の回収にあることに鑑みれば、変更後の商品にこうした保護すべきほどの資本・労力が投下された形態が開発されているのかどうか問われるべきであろう。具体的には、変更後の形態が変更前の形態と実質的に同一であるか否かを判定し、これが否定されるのであれば変更後の商品の発売日をもって、保護期間の終期の起算点と考えてよいと思われる」と説明されている。

7 大阪地判平成23年7月14日 判時2148号124号

8 東京高判平成12年2月17日 判時1718号120号

なお、空調ユニット事件は、改正前の保護期間に関する裁判例である。

ろであること（前記2(3)ア(オ)）によれば、原告商品が日本国内において最初に販売された日は同月ころと認められる」と判示している。

## 2 モデルチェンジ後の商品についての3号による保護の対象

### (1) 従来の裁判例

ア 前掲「ミニバスケット事件」においては、モデルチェンジ後の商品についての3号による保護の対象に関して、「仮に原告が主張するとおり、原告商品が原告先行商品の改良品や部分的な手直し品ではなく、新しい商品であるとすると、この場合に法2条1項3号による保護を求め得るのは、原告商品の形態のうち、原告先行商品の形態と共通する部分を除外した固有の部分に基礎をおくものでなければならないというべきである。」と判示している。

イ また、「空調ユニット事件」においても、同様の判示がなされている。

「控訴人は、控訴人製品は、『FASU』の改良品や部分的な手直し品でなく、新たに開発された製品であり、形態の面でも、控訴人製品と『FASU』とは、定風量装置（CAV）と可変定風量装置（VAV）とがミキシングチャンバーの後面に接続されている二本の角状の突起が形成されているか否かで外観的に区別することができるのであり、この差異は、わずかな形態上の変更を加えたものではないなどと主張する。

しかし、仮に控訴人主張のとおり、控訴人製品が『FASU』の改良品や部分的な手直し品でないというのであれば、このような場合、控訴人が、控訴人製品に固有の形態として不正競争防止法二条一項三号による保護を求め得るのは、控訴人製品の商品形態のうち、『FASU』の形態と共通する部分を除外した部分に基礎をおくものでなければならないことは、同法の前記立法趣旨に照らし明らかというべきである。

甲第一号証、第四号証、弁論の全趣旨によれば、控訴人製品は、『FASU』に、温度コントロール機能を具備させるため、①『FASU』のチャンバーの内部に空気を混合させるためのミキシング構造を設け、②『FASU』のチャンバーにVAV（可変定風量装置）とCAV（定風量装置）を接続し、かつ、単一のユニット化した商品であり、控訴人製品の、先行商品である『FASU』との形態上の相違点は、チャンバーが若干縦長になっている点、及びチャンバーの背面にVAVとCAVが接続されている点のみであり、その他の形態は、『FASU』と同じであると認められる。

『FASU』に比べチャンバーが若干縦長になっているという形態は、極めてありふれたものであるし、VAV及びCAVの形状は、いずれも円筒形であって特異なものではなく、これを『FASU』に接続した形態も、接続に伴う必然的な形態であり、いずれも、不正競争防止法二条一項三号括弧書きにいう『当該他人の商品と同種の商品が通常有する形態』に当たるとは明らかである。

結局、控訴人の主張は、一方で『FASU』の形態の保護を求めつつ、他方で控訴人製品を最初に販売した日を保護の起算日とせよという極めて矛盾したものというほかないのである。」

### (2) 原審判決について

原審判決は、「被告商品の形態が原告商品の形態と実質的に同一であるか否かについて検討するに、旧原告商品の不競法2条1項3号による保護期間が経過した後であっても原告商品が同号の保護を受け得るのは、そのV型プレートの変更部分が商品の形態において実質的に変更されたものであり、その特有の形状が美観の点において保護されるべき形態であると認められるからである以上、前記1(1)に説示した同号の趣旨からすれば、同号による保護を求め得るのはこの部分に基礎を置く部分に限られるというべきである。」と従来の裁判例と同様の見解を示したうえで、原告商品と被告商品のV型プレートを比較して、「相違点があることにより、そのような特有の形状を備えているものとはいえず、美観の点において異なる印象を与えるものであるから、原告

商品と被告商品のV型プレートの美観に基礎を置く部分は実質的に同一とは認められないというべきである。」と判断した。

### (3) 控訴審判決について

これに対して、控訴審判決では、次のように述べて、原審の判断を明確に否定した。

「この点に関し原判決は、①原告商品は、旧原告商品からモデルチェンジされた商品であり、V型プレート、革パッド及びブレード（紐）が旧原告商品からの変更部分である、②原告商品の形態が、旧原告商品の形態の保護期間（不競法19条1項5号イ）が経過した後であっても、同法2条1項3号の保護を受け得るのは、そのV型プレートの変更部分が商品の形態において実質的に変更されたものであり、その特有の形状が美観の点において保護されるべき形態であると認められることによるものであるから、同号による保護を求め得るのは、この変更部分に基礎を置く部分に限られる旨判断したが、・・・同号の趣旨に照らすと、同号によって保護される『商品の形態』とは、商品全体の形態をいうものであり、また、上記のとおり、原告商品の形態と旧原告商品の形態は、実質的に同一の形態とは認められないから、原判決の上記②の判断は妥当ではない。」

### (4) 若干の考察

#### ア 2つの考え方

前掲「ミニバスケット事件」「空調ユニット事件」では、モデルチェンジ前の商品について保護期間が経過した後、モデルチェンジ後の商品について、3号の保護を受けることができるのは、実質的に変更された部分に基礎を置く部分に限られるとされていた。本件の原審も、同じ立場に立つものである。

これに対して、本件訴訟控訴審判決は、この点を明確に否定して、モデルチェンジ後の商品についても、商品全体の形態が保護されるとしている。

その意味で、本件訴訟控訴審判決は、従来の裁判例の流れと異なる考え方に立つものであるとすることができる<sup>9</sup>。

たしかに、モデルチェンジ前の商品について3年が経過した後、モデルチェンジ後の商品について、商品全体の形態の保護を享受できるとすると、モデルチェンジにより変更されなかった部分の形態まで、保護を延長されることとなる。それは、不競法19条1項5号イが、先行開発者の保護とこれを長期に保護する場合の弊害のバランスをはかった趣旨を没却するとも考えられる。

他方、モデルチェンジにより、新たに保護すべきほどの資本・労力が投下された形態が開発されているのであれば、モデルチェンジ後の商品について、新たに投資回収の期間を確保されるべきであり、その結果、モデルチェンジによって変更されなかった部分の形態も含め、全体として

---

### 9 民事訴訟法上の位置づけからの観点

もっとも、前掲「ミニバスケット事件」「空調ユニット事件」では、モデルチェンジ前後の商品について実質的に同一でないとして、モデルチェンジ前の商品から保護期間を起算して、保護期間を経過していると（3号により保護されない）判断している。

言い換えると、「3号の保護を受けることができるのは、実質的に変更された部分に基礎を置く部分に限られる」との見解は、前掲の両判決において、判断の基礎とはなっていない。「仮に、原告（控訴人）が主張するとおり、原告商品が原告先行商品の改良品や部分的な手直し品ではなく、新しい商品であるとする」という仮定の下に、付加的に述べているにすぎない。

この点からすれば、控訴審判決が、従来の裁判例と異なる判断基準をとったものであると、一概に断定することはできない。

なお、控訴審判決が、原判決と異なる判断基準をとったものであることは疑いが無い。



保護されるのは、当然であるとも考えられる。

これら2つの見解は、考え方としてはいずれも成り立つように思われる。<sup>10</sup>

イ 実務上の観点から

本判決は、知財高裁の判決であるが、今後のモデルチェンジ商品の事案について、裁判所が、必ずしも、本判決と同様の考え方に立つとは限らないことからすれば、実務上は、2つの考え方を念頭におく必要があると考えられる。

以 上

---

10 私見としては、実質的同一性の判断において、保護期間を経過した旧原告商品が有する形態を捨象して、モデルチェンジによって変更された部分についてのみ（V型プレートの形態のみ）対比して、原告商品と被告商品の形態が実質的に同一か否かを判断するというのは、違和感がある。

そもそも、3号は、「他人の商品の形態」を模倣した商品の譲渡等を不正競争行為として禁止しているのであって、部分意匠のように一定の部分のみを保護対象とするものではないからである。

なお、事案によるものの、モデルチェンジによって変更された形態が、旧原告商品から変更されていない形態に比べ、原告商品の形態上の特徴であるとして、実質的同一性の判断において、重視される場合があることは、想定できる。